

<保護者用>

登園の際には、登園届の提出をお願いいたします。

登川みらい保育園

登 園 届 (保護者記入)		
登川みらい保育園園長殿	_____組	園児名 _____
医療機関名「 _____ 」で		
病名「 _____ 」と診断されました。		
停止期間： _____ 月 _____ 日 ~ _____ 月 _____ 日まで		
上記の病状は回復し、集団生活に支障がない状態と判断しましたので 登園いたします。		
	保護者名 _____	印 _____

学校保健法第19条とは…学校長または園長は伝染病にかかっているもの、疑いのある者について、出校停止をさせることができます。

※学校保健法に基づき登園許可書を作成しています。

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24~48時間経過していること 平熱に戻ってから24時間以上経過し、かつ普段の食事がとれ、全身状態がよいこと
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水泡・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑(リンゴ病)	発疹出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎(ノロ、ロタ等)	症状のある間と、症状消失後1週間	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること(最終嘔吐後24時間以上経過後)
ヘルパンギーナ	急性期の数日間	発熱や口腔内水泡・潰瘍がなく食事が可能
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水泡を形成している間	すべての発疹が痂皮化してから
突発性発疹		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
伝染性膿痂疹(とびひ)	水泡が破れて膿の出る間	発疹が乾燥するまで

※上記以外の感染症の場合も、登園届の提出が必要になります。

<厚生労働省様式参考>